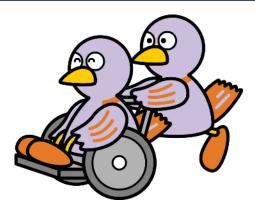


ケアラー支援のために ~ケアラー支援計画と支援施策~



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉部障害者支援課 総務·市町村支援担当

ケアラーとは?

1 埼玉県ケアラー支援条例での定義

ケアラー

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

2 ケアラーとは(一社)日本ケアラー連盟

こころやからだに不調のある人の「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと



障害のあるこどもの子育て・ 障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢 者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看 病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりて 親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配 で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守り などのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこ もりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

ヤングケアラーとは?

埼玉県ケアラー支援条例での定義

ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする<mark>親族、友人その他の身近な人</mark>に対して、無償で介護、 看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者(ケアラー)のうち、18歳未満の者



病気や障害がある 家族に代わり、家事を している



家族に代わり、幼い きょうだいの世話をしている



病気や障害のある きょうだいの世話や 見守りをしている



目が離せない家族の 見守りや声かけなどの 気づかいをしている



日本語が話せない家族 や障害のある家族のために通訳している



病気や障害のある 家族の身の回りの 世話をしている



心が不安定な家族 の話を聞いている



がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている



がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている



病気や障害のある家族 の入浴やトイレの介助を している

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的(第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義(第2条)

ケアラー

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

<u>ヤングケアラー</u> ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念(第3条)

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、 人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心 身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務(第4条)

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割 (第5・6条)

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割 (第7・8条)

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の 認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援 の必要性の把握

推進計画(第9条)

- ・(ヤング)ケアラーの支援に関する基本方針
- ・ (ヤング) ケアラーの支援に関する具体的施策 等

主要な施策等(第10条~第14条)

- •広報啓発活動
- ・支援を担う人材の育成
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

第2期埼玉県ケアラー支援計画

計画の根拠・策定の趣旨

(根拠)

○ 埼玉県ケアラー支援条例に基づく計画

○ ケアラーやヤングケアラーの支援に関する事項を定 める

計画期間

令和6年度~8年度

基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生 活を営むことができる社会の実現

現 状

- 〇 介護者数 34万7,000人 県内15歳以上の5.4%(令和4年) (うち、有業者20万3.700人、40~50代が62.1%)
- 〇 ヤングケアラー 県内高校2年生の4.1% (令和2年度)
- 〇 若者ケアラー 県内大学生・短大生の7.2% (令和5年度)
- ケアラーの認知度 82.7% (令和5年度) ヤングケアラーの認知度 84.7% (令和5年度)

課 題

- 社会的認知度の向上
- 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築
- 〇 孤立の防止
- 〇 介護離職の防止
- 〇 支援を担う関係機関の人材の育成
- ヤングケアラー支援体制の構築

施策

ケアラーを支える ため の 広報啓発の推進

ケアラーに関する啓発活動

行政における ケアラー 支援体制の 相談支援体制の整備

多様なケアラーへの支援

子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

ケアラーの生活支援

● 市町村の包括的な相談支援体制の整備に関するアドバイザーを派遣 【指標】ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの 設置市町村数 51市町村(R5.4.1)→ 全市町村(R9.4.1)

● ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、

市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動

主な取組・数値目標

- 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア児等をケアする ケアラーへの支援
- 地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援

地域における ケアラー 支援体制の構築 ケアラーが孤立しない地域づくり

地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

● 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等に よる介護者サロンの立ち上げ・運営支援

【指標】介護者サロンを設置する市町村数

55市町村(R5.4.1)→ 全市町村(R9.4.1)

企業における ケアラー支援 体制の構築

ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進

● 企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを実施 【指標】ビジネスケアラーに関するセミナー等受講企業数 2,000企業(R6年度~8年度の累計)

● 企業の従業員に対して、相談先をはじめとした介護についての知識の 習得や心構え等の事前の準備を促していく。

【指標】地域包括支援センターの認知度(30~50代) 43.7%(R5年度)→70.0%(R8年度)

ケアラーを支える 人材の育成

ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

ケアラー支援を担う県民の育成

● 地域包括支援センター職員等に対するケアラー相談対応研修の実施 【指標】ケアラー支援を担う人材育成数

3. 590人(R3~5年度累計)→6. 000人(R3~8年度累計)

● 県政出前講座等による住民や関係団体へのケアラー支援の必要性を啓発

ヤングケアラー 支援体制の 構築・強化 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築

行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

● 福祉分野と教育分野による合同研修の実施

【指標】ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数 1,078人(R3~5年度累計)→2,000人(R3~8年度累計)

■ こども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣 【指標】こどもの居場所の数

628か所(R4年度)→800か所以上(R8年度)

● 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について、気軽に 相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催

令和6年度ケアラー・ヤングケアラー支援関連事業

基本目標1 ケアラーを支える広報啓発の推進

- 〇ケアラー支援広報啓発事業 5,296千円
- ケアラー月間でのイベント開催、啓発チラシの作成・配布

基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

- 〇市町村総合相談体制整備事業 2.487千円
- 〇地域包括ケアシステム深化・推進事業 92,462千円
 - ・総合相談支援体制や重層的支援体制整備に関する助言や人材育成の研修の 実施等
- 指標 1 総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置 市町村数
 - ☞ (目標値) 令和8年度 全市町村(現在51/63市町村)

基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- 拡介護者サロン設置・運営支援事業 5,202千円 ・介護者サロンの設置・運営のための研修の実施、マニュアルの作成・配布
 - 指標2 介護者サロンを設置する市町村数
 - ☞ (目標値) 令和8年度 全市町村(現在55/63市町村)

基本目標4 企業におけるケアラー支援体制の構築

- 新仕事と介護の両立支援事業 3,500千円 ・仕事と介護の両立支援のため、啓発動画を作成・周知
 - 指標3 ビジネスケアラーに関するセミナー等受講企業数
 - ☞ (目標値) 令和6~8年度の累計 2.000企業
 - 指標4 地域包括支援センターの認知度(30~50代)
 - ☞ (目標値) 令和8年度 70% (現状値43.7%)

基本目標5 ケアラーを支える人材育成

- 〇ケアラー支援人材育成事業 4,282千円
- ・地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所等の専門職を対象とした研修の 実施等

指標5 ケアラー支援を担う人材の育成数

☞ (目標値) 令和3年度~令和8年度までの累計 6.000人

基本目標6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

- 〇ヤングケアラー支援体制整備事業 9,233千円
- ・ヤングケアラー支援コーディネーターの設置 比アサポート等相談体制整備事業 11,976千円
- ・ヤングケアラー、若者ケアラー向けLINE相談窓口の設置・運営
- オンラインサロンの設置・運営事業 3,740千円
 - ・ヤングケアラー、若者ケアラー向けオンラインサロンの設置・運営
- 〇教育•福祉合同研修事業

600千円

- •教育部門・福祉部門の職員の連携を深めるための合同研修
- 〇地域福祉活動者向け研修事業 2,585千円
 - ・主任児童委員、民生児童員、こどもの居場所運営者等向け研修

指標 6 ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の 受講者数

☞ (目標値) 令和3年度~令和8年度までの累計 2,000人

指標7 こどもの居場所の数

☞ (目標値) 令和8年度800か所以上(現状値628か所)



全てのケアラーが孤独・孤立せず、 個人として尊重される社会の実現を目指す。

令和6年度ケアラー・ヤングケアラー支援関連事業

拡 介護者サロンの設置・運営支援

介護者サロンの全市町村での設置に向け、運営にあたって具体的な内容を示したマニュアルの作成・配布や研修を実施します。

介護者サロン運営実践マニュアル (10月頃配布予定)



基礎研修(10月頃動画配信予定)



実践研修(11月~3月開催予定)



11月のケアラー月間での啓発

令和6年度も11月をケアラー月間として、集中的な広報啓発を行います。メッセージ動画の放映、パネルの展示等について市町村や企業、団体と協力して実施します。



メッセージ動画の放映



パネル展の実施

新仕事と介護の両立支援に関する啓発

ビジネスケアラーの仕事と介護の両立を図るため、介護に関する事前の知識の習得や心構えを促す動画を作成し、企業等を通じて配布します。

また、仕事と介護の両立に関する県政出前 講座も実施します。県内の企業や事業所の ほか、市町村の職員向け研修としても実施 する予定です。



出前講座の様子

その他各種研修の実施

令和6年度も引き続き各種研修を実施します。いずれもケアラー・ヤングケアラー支援を切り口に多機関や地域との連携など、地域共生社会の実現に必要な内容を学びます。

ケアラー支援関係機関向け 研修 【目的】ケアラーからの相談に関わる専門職が世帯全体をアセスメントし、必要な支援に繋ぐ能力を身に付ける。

【対象】市町村、包括、相談支援事業所などの専門職

【内容】①ケアラー・ヤングケアラーへの理解 ②世帯全体のアセスメント手法等

教育福祉合同研修

【目的】市町村の福祉部門と教育部門の相互理解を促し、連携を強化する。

【対象】市町村福祉担当課、教育委員会、教員

【内容】①ヤングケアラーへの理解 ②グループワークによるケース検討

地域福祉活動者向け研修

【目的】地域でヤングケアラーの早期発見把握できるようヤングケアラーへの理解を促す。

【対象】民生児童委員、こどもの居場所の運営者等

【内容】①ヤングケアラーへの理解 ②元ヤングケアラーの体験談等

孤立しない地域づくりに関する取組 ~介護者サロン~①

介護者サロン運営実践マニュアル

これから介護者サロンを運営する団体(地域包括支援センター等)に向け、立ち上げに 向けた準備、会場の様子、プログラムの進行案や運営のコツなどをマニュアル化し、 介護者サロン等の企画、立ち上げ、運営まで円滑に行うことが出来るような冊子を作成する。





【策定時期】令和6年10月頃配布予定

介護者サロン設置・運営支援研修

① 介護者サロン設置運営基礎研修

【目的】介護者サロンについて理解する。

【内容】動画研修(30分程度)

ケアラー支援におけるピアサポートや介護者サロン等の意義、 その効果について

【時期】令和6年10月~令和7年3月

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等

② 介護者サロン運営実践研修

【目的】介護者サロンの立ち上げ・運営に関するノウハウを学ぶ

【内容】オンライン研修(2~3時間程度)

介護者サロンの実施方法、実施にあたってのポイント(集客や周知の工夫、 プログラムの構成等)

【時期】令和6年11月~3月の間に4回程度実施

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等



介護者サロン「ケアラーズサロン輝」の様子



介護者サロン「ま・る一くカフェ」の様子

孤立しない地域づくりに関する取組 ~介護者サロン~②

障害者の家族の介護者サロンの設置状況(令和5年11月1日現在)

サロンがある市町村	29
サロンがない市町村	18
把握していない市町村	15
未回答	2

	主なケア対象者										
サロンがある市町(29)	サロン数	身体障害児者	知的障害児者	精神障害者	発達障害児者	難病患者	医療的ケア児者	重症心身障害児者	高次脳機能障害者	その他	対象を限定しない
計	80	7	6	25	11	1	3	3	4	25	8

※県では、サロンの運営や家族会などの自発的な活動に財政支援を行っている市町村に対し、その費用の一部を補助しております。(地域生活支援事業(自発的活動支援事業))

ケアラー支援に関わる人材育成に関する取組

ケアラー支援関係機関向け研修

① ケアラー・ヤングケアラー支援基礎研修

【目的】ケアラー・ヤングケアラーについて理解する。

【内容】動画研修(30分程度) ケアラー・ヤングケアラーの存在、取り巻く状況や課題、

【時期】令和6年6月~令和7年3月

支援の必要性 等

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、 社会福祉協議会の職員等

② ケアラー・ヤングケアラー支援実践研修

【目的】ケアラー・ヤングケアラーのいる世帯全体をアセスメントし、 必要な支援に繋ぐノウハウを学ぶ。

【内容】オンライン研修(2~3時間程度) 世帯全体に対するアセスメント技法 多機関連携や多様な資源の活用の視点等

【時期】令和6年7月~10月の間に6回程度実施

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、 社会福祉協議会の職員等

教育福祉合同研修

【目的】ヤングケアラーの支援のため、市町村の福祉部門と 教育部門の相互理解を促し、連携を強化する。

【内容】対面研修(3時間程度) 埼玉県ヤングケアラー支援スタートブックに基づく講義、 グループワークによる事例検討 等

【時期】令和6年8月~11月

【対象】市町村福祉担当課、市町村教育委員会、教員 等



研修の様子

埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック

埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブックの概要

ヤングケアラーの定義や捉え方、支援の流れやポイントを示し、支援に関わる多様な主体が共通の認識を持つことで、各市町村におけるヤングケアラーの支援体制づくりを推進することを目的としています。

○特徴

ヤングケアラーの支援にあたっての基本的な考え方、支援体制づくりのポイント、社会資源や支援事例などをわかりやすく 掲載しています。









○その他

県内の市町村、高等学校、小中学校へ配布するほか、SSW(スクールソーシャルワーカー)やSC(スクールカウンセラー)、社会福祉協議会等にも配布しています。また、県で実施する研修でも活用していきます。

埼玉県ヤングケアラーチャンネル

埼玉県ヤングケアラーチャンネルの概要

ヤングケアラー・若者ケアラーが元ヤングケアラーに悩みを相談したり、話を聞いてもらえる場所として、 LINE相談窓口を設置

- ○相談対象 埼玉県内のヤングケアラー・若者ケアラー及びその保護者等
- ○開設時間平日11:00~20:00ただし、相談者からの送信はいつでも可能とする。
- ○特徴
 - ・話を聴く相談員は、全員元ヤングケアラー。経験者だからこそできる共感や 先輩ケアラーならではのアドバイスを受けることができる。
 - ・相談でなくても構いません。ただ話を聞いてもらいたい、他にも同じ境遇の人がいるのか聞いてみたい、いい情報が得られるかもしれない、という方も登録可能。
 - ・令和6年度からはキャリア相談も開始。
- ○登録者数742人(令和6年3月8日現在)



県ホームページ



